

(お知らせ)

令和2年4月15日

京都市文化市民局  
消費生活総合センター  
電話 256-1110

## 京都市民法律相談の相談方法変更のお知らせ

現在、消費生活総合センター及び区役所・支所で実施している京都市民法律相談については、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、当面、実施方法を以下のとおり変更のうえ実施しますのでお知らせいたします。

	消費生活総合センター実施分	区役所・支所実施分
変更内容	従来の対面式による相談を <b>電話による相談</b> に変更する。	
実施日	毎月第2・4水曜日の夜間及び水曜日を除く月曜日から金曜日までの昼間に実施（従来どおり）	<b>水曜日</b> ：北区・左京区・山科区・南区 <b>木曜日</b> ：右京区・西京区・伏見区・上京区 中京区 <b>金曜日</b> ：東山区・下京区・洛西支所・深草支所・醍醐支所
実施時間	月曜日 13時15分～ <b>15時40分</b> 火・木曜日 // ~ <b>16時30分</b> 金曜日 // ~ <b>16時5分</b> 第2・4水曜日 18時～ <b>20時25分</b> ※相談時間は1人当たり20分	上京区・東山区・洛西支所・深草支所 <b>9時30分～11時55分</b> 中京区・下京区・醍醐支所 <b>13時15分～15時40分</b> 上記以外の行政区 <b>9時30分～15時40分</b> ※相談時間は1人当たり20分
実施期間	当面、 <b>4月20日（月）から5月8日（金）</b> までの間とし、必要に応じて延長する。	
申込方法	電話による事前予約制とする。	
申込先	消費生活総合センター	区役所・支所
申込期間	相談を実施する日の前週の月曜日から相談日当日までに申し込む。（従来どおり）	相談を実施する日の属する週の <b>月曜日及び火曜日</b> の8時30分から17時までに申し込む。

